委 託 名

市内小学校特殊建築物定期調査業務委託(尾崎小・田代小)

委託場所

阿久根市山下・鶴川内地内

委託内容

建築基準法第12条に定める定期調査報告に準ずること。

・調査方法については国土交通省告示第282号(平成20年3月10日付)によること。

凡 例

建物

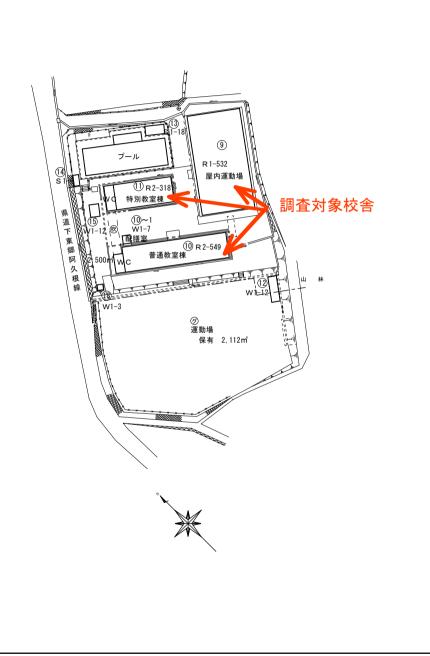
未とりこわし建物

危 危険建物

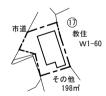
借 借用建物

一時)一時使用建物

屋外 屋外教育環境 整備事業によ るもの



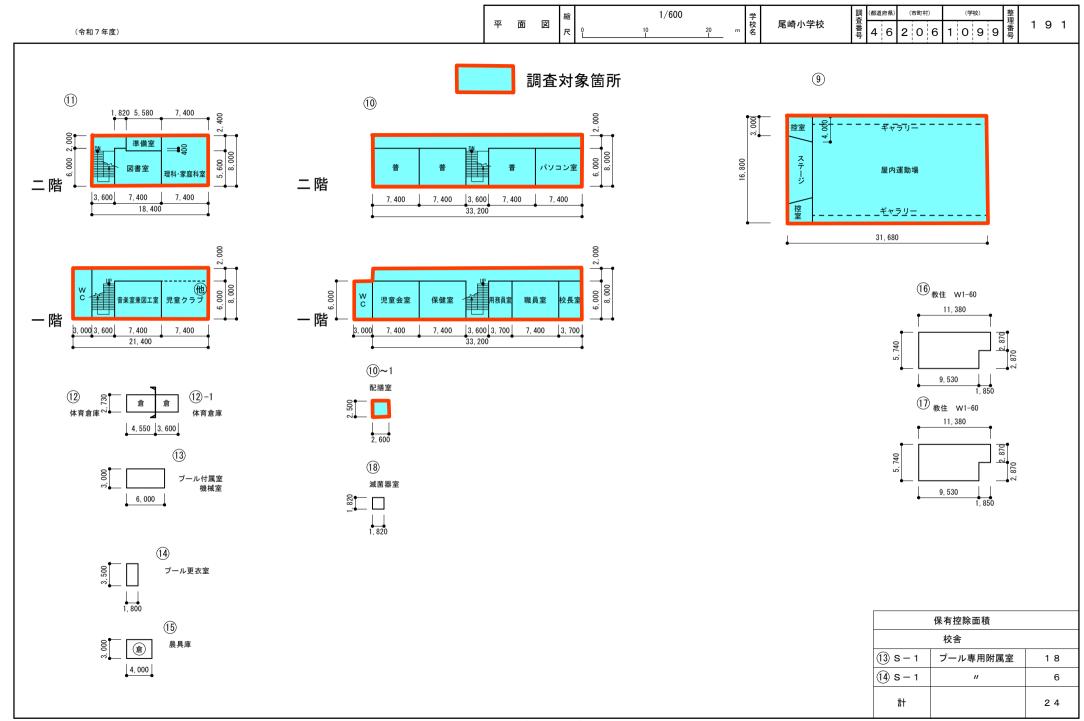




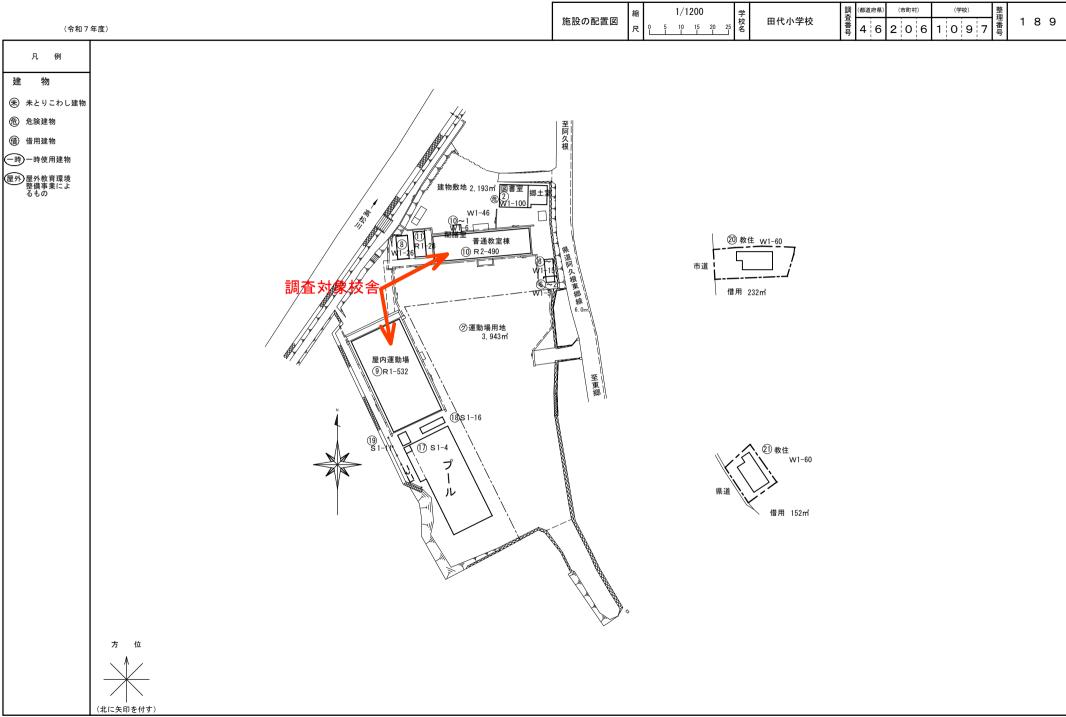


(北に矢印を付す)

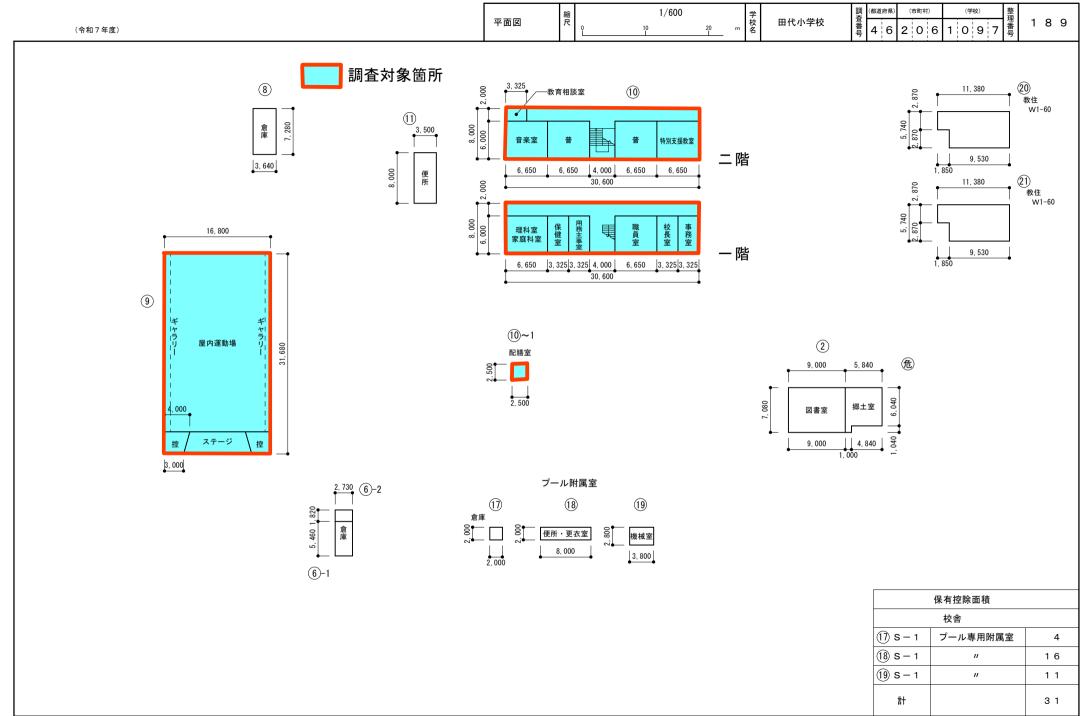
文部科学省 5㎜5էէ



文部科学省 5㎜5颺



文部科学省 5㎜5颺



文部科学省 5㎜5颺

市内小学校特殊建築物定期調査業務委託(尾崎小・田代小)仕様書

1 件名

市内小学校特殊建築物定期調査業務委託(尾崎小・田代小)

2 委託場所

阿久根市山下・鶴川内地内

3 委託期間

120 日間

4 委託内容

(1) 建築基準法第 12 条に定める定期調査報告に準ずること。なお調査方法については国土交通省告示第 282 号(平成 20 年 3 月 10 日付)によること。

(2) 調査対象棟

学校名	棟番号	床面積	学校別面積	備考
尾崎小	9	532 m²		
JJ	10	556 m²		
"	11	318 m²	1, 406 m²	
田代小	9	532 m²		
"	10	496 m²	1,028 m²	

5 その他

- (1) 本業務を行うに当たって、関係法令等を遵守し、事故等が発生しないよう十分に安全対策を取ること。
- (2) 作業中の写真を適宜撮影し、内容に応じて全容が分かるように撮影を行うこと。 また、ひび割れ等の劣化箇所が分かるよう図面に記入し、阿久根市教育委員会教育総務課へ提出すること。
- (3) 田代小学校及び尾崎小学校については、現在休校中であるため、阿久根市教育委員会教育総務課から鍵を受け取った上で業務を実施すること。
- (4) 建物や設備等に損傷を与えるおそれがある場合は、適切な養生をすること。なお、調査中に、受託者の責任に帰すべき事由により、建物や設備等に損傷を与えた場合は、全て受託者において弁償の責任を負うものとする。
- (5) 本業務において必要な機材等がある場合は、すべて受託者で準備すること。
- (6) 本仕様書以外に、経費等が発生する場合についても本見積に含めること。

- (7) 上記業務に係る作業中は、常に阿久根市教育委員会教育総務課と連絡を取れる 体制を確保し、万が一事故、トラブルが発生した場合は、直ちに報告すること。
- (8) 上記業務において起きた事故等においては、受託者の責任とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに阿久根市教育委員会教育総務課と協議の上、定めるものとする。

〇建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法 及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

(平成二十年三月十日)

(国土交通省告示第二百八十二号)

改正 平成二〇年 三月三一日国土交通省告示第 四一四号

同 二六年一一月 七日同 第一〇七三号

同 二七年 二月二三日同 第 二五八号

同 二八年 四月二五日同 第 七〇三号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第五条第二項及び第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第 五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法(昭和二十五 年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項 に規定する点検(以下「定期調査等」という。)の項目、方法及び結果の判定基準並びに 調査結果表を次のように定める。

- 第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表 (い)欄に掲げる項目 (ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に応じ、同表 (ろ)欄に掲げる方法により 実施し、その結果が同表 (は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定すること とする。
- 第二 特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。
- 第三 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと 認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築 物(同項に規定する国等の建築物を除く。)又は同条第二項に規定する特定建築物(法 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものと して法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。) について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。 この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじ め、建築審査会の同意を得なければならない。
- 第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四一四号)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月七日国土交通省告示第一〇七三号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇三号)

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

別表

		(い)調査項目		(ろ) 調査方法	(は)判定基準
_	()	地盤	地盤沈下等に	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があ
敷			よる不陸、傾斜		り、安全性を著しく損
地			等の状況		ねていること。
及	()	敷地	敷地内の排水	目視により確認する。	排水管の詰まりによる
び			の状況		汚水の溢れ等により衛
地					生上問題があること。
盤	(三)	建築基準法施行	敷地内の通路	目視により確認する。	敷地内の通路が確保さ
		令(昭和二十五	の確保の状況		れていないこと。
	(四)	年政令第三百三	有効幅員の確	設計図書等により確認	敷地内の通路の有効幅
		十八号。以下	保の状況	し又は鋼製巻尺等によ	員が不足しているこ
		「令」という。)		り測定する。	と。
	(五)	第百二十八条に	敷地内の通路	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物
		規定する通路	の支障物の状		があること。
		(以下「敷地内	況		
		の通路」とい			
		う。)			
	(六)	塀	組積造の塀又	設計図書等により確認	令第六十一条又は令第
			は補強コンク	し又は鋼製巻尺等によ	六十二条の八の規定に
			リートブロッ	り測定する。	適合しないこと。
			ク造の塀等の		
			耐震対策の状		
			況		
	(七)		組積造の塀又	目視、下げ振り等によ	著しいひび割れ、破損

				 は補強コンク	 り確認する。	 又は傾斜が生じている
				は伸短コンク リートブロッ	り雁祕りる。	
				ク造の塀等の		こと。
				劣化及び損傷		
	(11)			の状況	V 75 - 4- 10 - 77 HE 64 66	tter a transfer and the
	(八)	雅壁			必要に応じて双眼鏡等	
					を使用し目視により確	
					認する。 	目地部より土砂が流出
						していること。
	(九)				必要に応じて双眼鏡等	水抜きパイプに詰まり
				パイプの維持	を使用し目視により確	があること。
				保全の状況	認するとともに、手の	
					届く範囲は必要に応じ	
					て鉄筋棒等を挿入し確	
					認する。	
	()	基礎		基礎の沈下等	目視及び建具の開閉具	地盤沈下に伴う著しい
建				の状況	合等により確認する。	ひび割れがあること又
築						は建具開閉等に支障が
物						あること。
0	(<u></u>)			基礎の劣化及	目視により確認する。	礎石にずれがあること
外				び損傷の状況		又はコンクリート面に
部						鉄筋露出若しくは著し
						いひび割れ、欠損等が
						あること。
	(三)	土台(オ	で造に限	土台の沈下等	目視及び建具の開閉具	土台にたわみ、傾斜等
		る。)		の状況	合等により確認する。	があること又は建具開
						閉に支障があること。
	(四)			土台の劣化及	目視及び手の届く範囲	木材に著しい腐朽、損
				び損傷の状況	をテストハンマーによ	傷若しくは虫害がある
					る打診等により確認す	こと又は緊結金物に著
					る。	しい錆、腐食等がある
			ı			こと。
	(五)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び	設計図書等により確認	法第二十三条、第二十
				外壁の開口部	する。	四条、第二十五条又は

		で延焼のおそ		 第六十四条の規定に適
		れのある部分		合しないこと。
		の防火対策の		•
		状況		
(六)			必要に応じて双眼鏡等	木材に著しい腐朽、損
		体の劣化及び	を使用し目視により確	傷若しくは虫害がある
		損傷の状況	認する。	こと又は緊結金物に著
				しい錆、腐食等がある
				こと。
(七)		組積造の外壁	必要に応じて双眼鏡等	れんが、石等に割れ、
		躯体の劣化及	を使用し目視により確	ずれ等があること。
		び損傷の状況	認する。	
(八)		補強コンクリ	必要に応じて双眼鏡等	目地モルタルに著しい
		ートブロック	を使用し目視により確	欠落があること又はブ
		造の外壁躯体	認する。	ロック積みに変位等が
		の劣化及び損		あること。
		傷の状況		
(九)		鉄骨造の外壁	必要に応じて双眼鏡等	鋼材に著しい錆、腐食
		躯体の劣化及	を使用し目視により確	等があること。
		び損傷の状況	認する。	
(十)		鉄筋コンクリ	必要に応じて双眼鏡等	コンクリート面に鉄筋
		ート造及び鉄	を使用し目視により確	露出又は著しい白華、
		骨鉄筋コンク	認する。	ひび割れ、欠損等があ
		リート造の外		ること。
		壁躯体の劣化		
		及び損傷の状		
		況		
(十	外装仕	タイル、石貼り	開口隅部、水平打継部、	外壁タイル等に剥落等
一)	上げ材	等(乾式工法に	斜壁部等のうち手の届	があること又は著しい
	等	よるものを除	く範囲をテストハンマ	白華、ひび割れ、浮き
		く。)、モルタ	ーによる打診等により	等があること。
		ル等の劣化及	確認し、その他の部分	
		び損傷の状況	は必要に応じて双眼鏡	
			等を使用し目視により	

	確認し、異常が認めら
	れた場合にあっては、
	落下により歩行者等に
	危害を加えるおそれの
	ある部分を全面的にテ
	ストハンマーによる打
	診等により確認する。
	ただし、竣工後、外壁
	改修後若しくは落下に
	より歩行者等に危害を
	加えるおそれのある部
	分の全面的なテストハ
	ンマーによる打診等を
	実施した後十年を超
	え、かつ三年以内に落
	下により歩行者等に危
	害を加えるおそれのあ
	る部分の全面的なテス
	トハンマーによる打診
	等を実施していない場
	合にあっては、落下に
	より歩行者等に危害を
	加えるおそれのある部
	分を全面的にテストハ
	ンマーによる打診等に
	より確認する(三年以
	内に外壁改修等が行わ
	れることが確実である
	場合又は別途歩行者等
	の安全を確保するため
	の対策を講じている場
	合を除く。)。
(+	乾式工法によ 必要に応じて双眼鏡等 ひび割れ、欠損等があ
二)	るタイル、石貼を使用し目視により確 ること。

				り等の劣化及	認する。	
				び損傷の状況		
	(+			金属系パネル	必要に応じて双眼鏡等	パネル面又は取合い部
	三)			(帳壁を含	を使用し目視により確	が著しい錆等により変
				む。)の劣化及	認する。	形していること。
				び損傷の状況		
	(+			コンクリート	必要に応じて双眼鏡等	錆汁を伴ったひび割
	四)			系パネル(帳壁	を使用し目視により確	れ、欠損等があること。
				を含む。)の劣	認する。	
				化及び損傷の		
				状況		
	(+		窓サッ	サッシ等の劣	必要に応じて双眼鏡等	サッシ等の腐食又はネ
	五.)		シ等	化及び損傷の	 を使用し目視により確	ジ等の緩みにより変形
				状況	認し又は開閉により確	していること。
					認する。	
	(+			はめ殺し窓の	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	昭和四十六年建設省告
	六)			ガラスの固定		示第百九号第三第四号
	,			の状況		の規定に適合していな
				V 1.0 -		いこと。
	(十		外壁に	機器本体の劣	必要に応じて双眼鏡等	-
	七)		,		を使用し目視により確	
	1		れた広		認する。	13/1X X/ 2/ 2/ 2 C C
	(十				必要に応じて双眼鏡等	支持部分に竪結不良が
	八)				を使用し目視により確	
					認し又は手の届く範囲	
			IX 寸	V 10 =	をテストハンマーによ	
						<i>め</i> ること。
					る打診等により確認す	
_	()		<u> </u>	見しまの少に	る。 	此亿 [. 在10分头,小吃中山。
	(—)	屋上面			-	歩行上危険なひび割れ
屋				及び損傷の状		若しくは反りがあるこ
上				況		と又は伸縮目地材が欠
及						落し植物が繁茂してい
び	,					ること。
屋	()	屋上回 9)(屋上	パラペットの	目視及びテストハンマ	モルタル等の仕上げ材

根		面を除く。)	立ち上り面の	ーによる打診等により	 に著しい白華、ひび割
			劣化及び損傷	確認する。	れ等があること又はパ
			の状況		ネルが破損しているこ
					と。
	(三)		笠木モルタル	目視及びテストハンマ	モルタル面に著しいひ
			等の劣化及び	ーによる打診等により	び割れ、欠損等がある
			損傷の状況	確認する。	こと。
	(四)		金属笠木の劣	目視及びテストハンマ	笠木に著しい錆若しく
			化及び損傷の	ーによる打診等により	は腐食があること又は
			状況	確認する。	笠木接合部に緩みがあ
					り部分的に変形してい
					ること。
	(五)		排水溝(ドレー	目視及びテストハンマ	排水溝のモルタルに著
			ンを含む。)の	ーによる打診等により	しいひび割れ、浮き等
			劣化及び損傷	確認する。	があること。
L			の状況		
	(六)	屋根	屋根の防火対	設計図書等により確認	防火地域又は準防火地
			策の状況	する。	域内の建築物の屋根に
					あっては法第六十三条
					の規定に適合しないこ
					と又は法第二十二条の
					規定に基づき特定行政
					庁が防火地域及び準防
					火地域以外の市街地に
					ついて指定する区域内
					の建築物の屋根にあっ
					ては同条の規定に適合
					しないこと。
	(七)		屋根の劣化及	必要に応じて双眼鏡等	屋根ふき材に割れがあ
			び損傷の状況	を使用し目視により確	ること又は緊結金物に
				認し又はテストハンマ	著しい腐食等があるこ
				ーによる打診等により	と。
				確認する。	
L	(八)	機器及び工作物	機器、工作物本	目視及びテストハンマ	機器若しくは工作物本

	(九)	(冷却塔 広告塔等	후)	の劣化及び損 傷の状況 支持部分等の 劣化及び損傷	確認する。 目視及びテストハンマ	体又はこれらと屋上及 び屋根との接合部に著 しい錆、腐食等がある こと。 支持部分に緊結不良若 しくは緊結金物に著し い腐食等又はコンクリ ート基礎等に著しいひ び割れ、欠損等がある こと。
四建築物の内部					設計図書等により確認する。	令第百十二条第九項の 規定に適合しないこ と。ただし、令第百二 十九条の二第一項の規 定が適用され、かつ全 館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行わ れていない場合を除 く。
	(二)		ら第三項 第五項カ	一二条第一項か 賃まで又は同条 いら第八項まで こ規定する区画	設計図書等により確認する。	
	(三)			一三項に規定す		令第百十二条第十二項 又は第十三項の規定に 適合しないこと。ただ し、令第百二十九条の 二第一項の規定が適用

				1	() A ALLSWAND I
					され、かつ全館避難安
					全性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われていな
			<u> </u>		い場合を除く。
(四)		防火区	令第百十二条	設計図書等により確認	令第百十二条第十項又
		画の外	第十項に規定	する。	は十一項の規定に適合
		周部	する外壁等及		しないこと。
			び同条第十一		
			項に規定する		
			防火設備の処		
			置の状況		
(五)			令第百十二条	目視により確認する。	令第百十二条第十項に
			第十項に規定		規定する外壁等、同条
			する外壁等及		第十一項に規定する防
			び同条第十一		火設備に損傷があるこ
			項に規定する		と。
			防火設備の劣		
			化及び損傷の		
			状況		
(六)	壁の室	躯体等	木造の壁の室	必要に応じて双眼鏡等	木材に著しい腐朽、損
	内に面		内に面する部	を使用し目視により確	傷若しくは虫害がある
	する部		分の躯体の劣	認する。	こと又は緊結金物に著
	分		化及び損傷の		しい錆、腐食等がある
			状況		こと。
(七)			組積造の壁の	必要に応じて双眼鏡等	れんが、石等に割れ、
			室内に面する	を使用し目視により確	ずれ等があること。
			部分の躯体の	認する。	
			劣化及び損傷		
			の状況		
(八)			補強コンクリ	必要に応じて双眼鏡等	目地モルタルに著しい
			ートブロック	を使用し目視により確	欠落があること又はブ
			造の壁の室内	認する。	ロック積みに変位があ
			に面する部分		ること。
			の躯体の劣化		

		 及び損傷の状		
		況		
(九)			必要に応じて双眼鏡等	鋼材に著しい錆 腐食
(/4)			を使用し目視により確	
			認する。	477 W C C 0
		劣化及び損傷	PPL 7 で0	
		の状況		
(十)			必要に応じて双眼鏡等	コンカリート元に針笠
			を使用し目視により確	
			認する。 	ひび割れ、欠損等があ
		リート造の壁		ること。
		の室内に面す		
		る部分の躯体		
		の劣化及び損		
		傷の状況		
(+	一時間	準耐火性能等	設計図書等により確認	次に掲げる各号のいず
一)	準耐火	の確保の状況	する。	れかに該当すること。
	基準に			(一) 令第百十二条
	適合す			第一項から第四項ま
	る準耐			で又は第十三項(令
	火構造			第百二十九条の二第
	の壁、耐			一項の規定が適用さ
	火構造			れ、かつ、全館避難
	の壁又			安全性能に影響を及
	は準耐			ぼす修繕等が行われ
	火構造			ていない場合にあっ
	の壁(防			ては、第十三項を除
	火区画			く。)の規定による
	を構成			防火区画 一時間準
	する壁			耐火基準に適合しな
	に限			いこと。
	る。)			(二) 令第百十二条
				第五項又は第八項
				(令第百二十九条の

		-			
					二第一項の規定が適
					用され、かつ、全館
					避難安全性能に影響
					を及ぼす修繕等が行
					われていない場合に
					あっては、第五項を
					除く。)の規定によ
					る防火区画 令第百
					七条の規定に適合し
					ないこと。
					(三) 令第百十二条
					第九項、第十項又は
					第十二項(令第百二
					十九条の二第一項の
					規定が適用され、か
					つ、全館避難安全性
					能に影響を及ぼす修
					繕等が行われていな
					い場合にあっては、
					第九項及び第十二項
					を除く。)の規定に
					よる防火区画の令第
					百七条の二の規定に
					適合しないこと。
	(+		部材の劣化及	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴
	<u></u>		び損傷の状況		又は破損があること。
	(+		鉄骨の耐火被	設計図書等により確認	耐火被覆の剥がれ等に
	三)		覆の劣化及び	し、修繕等が行われ、	より鉄骨が露出してい
					ること。
				場合にあっては、点検	
				口等から目視により確	
				認する。	
	(十				令第百十二条第十五項
	四)		その他の管又	し、修繕等が行われ、	若しくは第十六項又は

		は風道の区画	かつ、点検口等がある	第百二十九条の二の
		貫通部の充填	場合にあっては、点検	の規定に適合しない
		等の処理の状	口等から目視により確	٤.
		況	認する。	
(+	令第百	有 令第百十四条	設計図書等により確認	令第百十四条の規定
五.)	十四多	た に規定する界	し、法第十二条第一項	適合しないこと。
	に規定	全 壁、間仕切壁及	の規定に基づく調査以	
	するタ	界 び隔壁の状況	後に法第六条第一項の	
	壁、間	仕	規定に基づく確認を要	
	切壁及	支	しない規模の修繕や模	
	び隔型	主	様替え等(以下「修繕	
			等」という。)が行わ	
			れ、かつ、点検口等が	
			ある場合にあっては、	
			点検口等から目視によ	
			り確認する。	
(+	令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五
六)	二十月	い部分の仕上げ	する。	(令第百二十九条第
	条の3	豆 の維持保全の		項の規定が適用され
	各項院	大況		かつ階避難安全性能
	規定。	-		影響を及ぼす修繕等
	る建築	笠		行われていない場合
	物の昼	達		は令第百二十九条の
	の室内			第一項の規定が適用
	に面っ	+		れ、かつ全館避難安
	る部分	}		性能に影響を及ぼす
				繕等が行われていな
				場合にあっては、第
				項、第六項、第七項
				び階段に係る部分以
				の規定を除く。)の
				定に適合しないこと
(+	床躯体等	ティ 木造の床躯体	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、
七)		の劣化及び損		 傷若しくは虫害があ

	傷	手の状況		こと又は緊結金物に著 しい錆、腐食等がある こと。
(+	鉄	卡骨造の床躯	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食
八)	体	ぶの劣化及び		等があること。
	損	員傷の状況		
(+	鉄	 ・筋コンクリ	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋
九)	_	-ト造及び鉄		露出又は著しい白華、
	骨	対鉄筋コンク		ひび割れ、欠損等があ
	IJ	ート造の床		ること。
	躯	区体の劣化及		
	U	が損傷の状況		
(=	一時間 準	基耐火性能等	設計図書等により確認	次に掲げる各号のいず
+)	準耐火 の	確保の状況	する。	れかに該当すること。
	基準に			(一) 令第百十二条
	適合す			第一項から第四項ま
	る準耐			で又は第十三項(令
	火構造			第百二十九条の二第
	の床、耐			一項の規定が適用さ
	火構造			れ、かつ、全館避難
	の床又			安全性能に影響を及
	は準耐			ぼす修繕等が行われ
	火構造			ていない場合にあっ
	の床 (防			ては、第十三項を除
	火区画			く。)の規定による
	を構成			防火区画 一時間準
	する床			耐火基準に適合しな
	に限			いこと。
	る。)			(二) 令第百十二条
				第五項又は第八項
				(令第百二十九条の
				二第一項の規定が適
				用され、かつ、全館
				避難安全性能に影響

1	ı	ı	i	•	
					を及ぼす修繕等が行
					われていない場合に
					あっては、第五項を
					除く。)の規定によ
					る防火区画 令第百
					七条の規定に適合し
					ないこと。
					(三) 令第百十二条
					第九項、第十項又は
					第十二項(令第百二
					十九条の二第一項の
					規定が適用され、か
					つ、全館避難安全性
					能に影響を及ぼす修
					繕等が行われていな
					い場合にあっては、
					第九項及び第十二項
					を除く。)の規定に
					よる防火区画 令第
					百七条の二の規定に
					適合しないこと。
(<u> </u>			部材の劣化及	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴
+)			び損傷の状況		又は破損があること。
(<u> </u>			給水管、配電管	設計図書等により確認	令第百十二条第十五項
十二)			その他の管又	し、修繕等が行われ、	若しくは第十六項又は
			は風道の区画	かつ、点検口等がある	第百二十九条の二の五
			貫通部の充填	場合にあっては点検口	の規定に適合しないこ
			等の処理の状	等から目視により確認	と。
			況	する。	
(<u> </u>	天井	令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五
十三)		二十八	部分の仕上げ	する。	(令第百二十九条第一
		条の五	の維持保全の		項の規定が適用され、
		各項に	状況		かつ階避難安全性能に
		規定す			影響を及ぼす修繕等が

1 1	I	I		1
	る建築			行われていない場合又
	物の天			は令第百二十九条の二
	井の室			第一項の規定が適用さ
	内に面			れ、かつ全館避難安全
	する部			性能に影響を及ぼす修
	分			繕等が行われていない
				場合にあっては、第二
				項、第六項、第七項及
				び階段に係る部分以外
				の規定を除く。)の規
				定に適合しないこと。
(室内に面する	必要に応じて双眼鏡等	室内に面する部分の仕
十四)		部分の仕上げ	を使用し目視により確	上げに浮き、たわみ等
		の劣化及び損	認し又はテストハンマ	の劣化若しくは損傷が
		傷の状況	ーによる打診等により	あること又は剥落等が
			確認する。	あること。
(<u> </u>	特定天	特定天井の天	必要に応じて双眼鏡等	天井材に腐食、緩み、
十五)	井	井材の劣化及	を使用し目視により確	外れ、欠損、たわみ等
		び損傷の状況	認する。	があること。
(二	防火設備(防火	区画に対応し	目視及び設計図書等に	令第百十二条第十四項
十六)	扉、防火シャッ	た防火設備の	より確認する。	の規定に適合しないこ
	ターその他これ	設置の状況		と。
(<u> </u>	らに類するもの	居室から地上	目視及び設計図書等に	令第百十二条第十四項
十七)	に限る。)	へ通じる主た	より確認する。	の規定に適合しないこ
		る廊下、階段そ		と。
		の他の通路に		
		設置された防		
		火設備におけ		
		るくぐり戸の		
		設置の状況		
(<u> </u>		昭和四十八年	常時閉鎖した状態にあ	昭和四十八年建設省告
十八)		建設省告示第	る防火扉(以下「常閉	示第二千五百六十三号
		二千五百六十	防火扉」という。)に	第一第一号ロの規定に
		三号第一第一	あっては、各階の主要	適合しないこと。

j 1	ı	I	1
	号口に規定す	な常閉防火扉の閉鎖時	
	る基準につい	間をストップウォッチ	
	ての適合の状	等により測定し、扉の	
	況	重量により運動エネル	
		ギーを確認するととも	
		に、必要に応じて閉鎖	
		する力をテンションゲ	
		ージ等により測定す	
		る。ただし、三年以内	
		に実施した点検の記録	
		がある場合にあって	
		は、当該記録により確	
		認することで足りる。	
(=	防火扉の開放	目視により確認する。	令第百二十三条第一項
十九)	方向		第六号、第二項第二号
			又は第三項第十号(令
			第百二十九条第一項の
			規定が適用され、かつ
			階避難安全性能に影響
			を及ぼす修繕等が行わ
			れていない場合にあっ
			ては、第三項第十号 (屋
			内からバルコニー又は
			付室に通ずる出入口に
			係る部分に限る。)を
			除き、令第百二十九条
			の二第一項の規定が適
			用され、かつ全館避難
			安全性能に影響を及ぼ
			す修繕等が行われてい
			ない場合にあっては、
			第一項第六号、第二項
			第二号及び第三項第十
			号を除く。)の規定に

1 1		I	I	I
				適合しないこと。
(三		常時閉鎖又は	目視により確認する。	常閉防火設備の変形ス
十)		作動した状態		は損傷により遮炎性能
		にある防火設		又は遮煙性能(令第百
		備(以下「常閉		十二条第十四項第二号
		防火設備」とい		に規定する特定防火部
		う」)の本体と		備又は常閉防火設備に
		枠の劣化及び		限る。)に支障がある
		損傷の状況		こと。
(三		常閉防火設備	各階の主要な常閉防火	常閉防火設備が閉鎖ス
+)		の閉鎖又は作	】 設備の閉鎖又は作動を	は作動しないこと。
		動の状況	確認する。ただし、三	
			年以内に実施した点検	
			の記録がある場合にあ	
			っては、当該記録によ	
			り確認することで足り	
			る。	
(三		常閉防火設備	目視により確認する。	物品が放置されている
十二)		の閉鎖又は作		ことにより常閉防火部
		動の障害とな		備の閉鎖又は作動に対
		る物品の放置		障があること。
		の状況		
(三		常閉防火扉の	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態
+三)		固定の状況		に固定されているこ
				と。
(三	照明器具、懸垂	照明器具、懸垂	必要に応じて双眼鏡等	照明器具又は懸垂物に
十四)	物等	物等の落下防	を使用し目視により確	著しい錆、腐食、緩み
		止対策の状況	認し又は触診により確	変形等があること。
			認する。	
(三		防火設備の閉	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障
十五)		鎖の障害とな		があること。
		る照明器具、懸		
		垂物等の状況		
(三	居室の採光及び	 採光のための	設計図書等により確認	 法第二十八条第一項

十六)	換気	開口部の面積	 し又は鋼製巻尺等によ	 は令第十九条の規定に
		の確保の状況	り測定する。	適合しないこと。
(三		採光の妨げと	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品
十七)		なる物品の放		が放置されているこ
		置の状況		と。
(三		換気のための	設計図書等により確認	法第二十八条第二項、
十八)		開口部の面積	 し又は鋼製巻尺等によ	 令第二十条の二又は令
		の確保の状況	り測定する。	 第二十条の三の規定に
				適合しないこと。
(三		換気設備の設	設計図書等により確認	法第二十八条第二項若
十九)		置の状況	する。	しくは第三項、令第二
				 十条の二又は令第二十
				 条の三の規定に適合し
				ないこと。
(四		換気設備の作	各階の主要な換気設備	換気設備が作動しない
+)		動の状況	の作動を確認する。た	こと。
			だし、三年以内に実施	
			した法第十二条第三項	
			に基づく検査 (以下 「定	
			期検査」という。)等	
			の記録がある場合にあ	
			っては、当該記録によ	
			り確認することで足り	
			る。	
(四		換気の妨げと	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品
)		なる物品の放		が放置されているこ
		置の状況		と。
(四	石綿等を添加し	吹付け石綿及	設計図書、分析機関に	平成十八年国土交通省
+=)	た建築材料	び吹付けロッ	よる分析結果、目視等	告示第千百七十二号各
		クウールでそ	により確認する。	号に定める石綿をあら
		の含有する石		かじめ添加した建築材
		綿の重量が当		料を使用しているこ
		該建築材料の		と。
		重量の○・一パ		

l i	Ì	I	I	I	ı ı
			ーセントを超		
			えるもの (以下		
			「吹付け石綿		
			等」という。)		
			の使用の状況		
	(四		吹付け石綿等	三年以内に実施した劣	表面の毛羽立ち、繊維
	十三)		の劣化の状況	化状況調査の結果を確	のくずれ、たれ下がり、
				I 認する。	下地からの浮き、剥離
					等があること又は三年
					以内に劣化状況調査が
					行われていないこと。
	(四		除去又は囲い	必要に応じて双眼鏡等	次に掲げる各号の何れ
	十四)		込み若しくは	 を使用し目視により確	 かに該当すること。
			封じ込めによ	 認する。	 (一) 増築若しくは
			る飛散防止措		改築を行った場合の ・
			置の実施の状		当該部分、増築若し 当該部分、増築若し
			況		くは改築に係る部分
					の床面積の合計が令
					第百三十七条に定め
					る基準時(以下「基
					準時」という。)に
					おける延べ面積の二
					分の一を越える増築
					若しくは改築を行っ
					た場合の当該部分以
					外の部分又は大規模
					の修繕若しくは大規
					模の模様替えを行っ
					模の模様者だを行う
					おいて、吹付け石綿
					等の除去をしていな
					寺の床去をしている いこと。
					-
					(二) 増築若しくは
					改築に係る部分の床

ı	I	l	i i	İ]
					面積の合計が基準時
					における延べ面積の
					二分の一を越えない
					増築若しくは改築を
					行った場合の当該部
					分以外の部分又は大
					規模の修繕若しくは
					大規模の模様替えを
					行った場合の当該部
					分以外の部分におい
					て、吹付け石綿等の
					除去、封じ込め又は
					囲い込みをしていな
					いこと。
	(四		囲い込み又は	必要に応じて双眼鏡等	石綿飛散防止剤又は囲
	十五)		封じ込めによ	を使用し目視により確	い込み材に亀裂、剥落
			る飛散防止措	認する。	等の劣化又は損傷があ
			置の劣化及び		ること。
			損傷の状況		
五.	()	令第百二十条第	令第百二十条	設計図書等により確認	令第百二十条又は第百
避		二項に規定する	第二項に規定	する。	二十一条(令第百二十
難		通路	する通路の確		九条第一項の規定が適
施			保の状況		用され、かつ階避難安
設					全性能に影響を及ぼす
等					修繕等が行われていな
					い場合又は令第百二十
					九条の二第一項の規定
					が適用され、かつ全館
					避難安全性能に影響を
					及ぼす修繕等が行われ
					ていない場合にあって
					は、令第百二十条を除
					く。)の規定に適合し
					ないこと。

(二) 廊下	幅の確保の状	 設計図書等により確認	幅が令第百十九条の規
	況	し又は鋼製巻尺等によ	定に適合しないこと。
		り測定する。	ただし、令第百二十九
			条第一項の規定が適用
			され、かつ階避難安全
			性能に影響を及ぼす修
			繕等が行われていない
			場合又は令第百二十九
			条の二第一項の規定が
			適用され、かつ全館避
			難安全性能に影響を及
			ぼす修繕等が行われて
			いない場合を除く。
(三)	物品の放置の	目視により確認する。	避難の支障となる物品
	状況		が放置されているこ
			と。
(四) 出入口	出入口の確保	目視及び設計図書等に	令第百十八条、第百二
	の状況	より確認する。	十四条、第百二十五条
			又は第百二十五条の二
			(令第百二十九条第一
			項の規定が適用され、
			かつ階避難安全性能に
			影響を及ぼす修繕等が
			行われていない場合に
			あっては令第百二十四
			条第一項第二号を除
			き、令第百二十九条の
			二第一項の規定が適用
			され、かつ全館避難安
			全性能に影響を及ぼす
			修繕等が行われていな
			い場合にあっては令第
			百二十四条第一項並び
			に第百二十五条第一項

					及び第三項を除く。) の規定に適合しないこ と。
(五)			物品の放置の 状況	目視により確認する。	物品が放置されている ことにより扉等の開閉 に支障があること。
(六)	屋上広場	豆	屋上広場の確 保の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の規定 に適合しないこと。
(七)	避難上有ルコニー		避難上有効な バルコニーの 確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一条の規定 に適合しないこと。
(八)			手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマ 一による打診等により 確認する。	著しい錆又は腐食があ ること。
(九)			物品の放置の 状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品 が放置されているこ と。
(+)			避難器具の操 作性の確保の 状況	目視及び作動により確 認する。	
(†)	階段		直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十条、第百二十一条又は第百二十条(令第百二十条第一年) 一項の規定が適用され、のでは、 一項の規定が難ないない。 一項のででででである。 一項の規定がができる。 一項のででである。 一項のででである。 一項のでででは、 一項のは、 一、 一、 一、 一、 一、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、

					 く。)の規定に適合し
					ないこと。
•	(+		幅の確保の状	設計図書等により確認	令第二十三条、第二十
	二)		/HE / / / / / / / / / / / / / / / / / /	し又は鋼製巻尺等によ	
			176	り測定する。	(令第百二十九条第一
				り例だする。	項の規定が適用され、
					かつ階避難安全性能に
					影響を及ぼす修繕等が
					お書を及ばすじ帰すが 行われていない場合に
					あっては令第百二十四
					のうては下泉日二十四 上 条第一項第二号を除
					未第一項第二ヶを除 き、令第百二十九条の
					こ、 ア第日
					一第一項の規定が適用 され、かつ全館避難安
					.,
					全性能に影響を及ぼす
					修繕等が行われていない。
					い場合にあっては令第
					百二十四条第一項を除
					く。)の規定に適合し
			-) h - = 11 HH		ないこと。
	(+		手すりの設置	目視により確認する。	令第二十五条の規定に
	<u>三</u>)		の状況		適合しないこと。
	(+		物品の放置の	目視により確認する。	通行に支障となる物品
	四)		状況		が放置されているこ
					ے ج
	(+		階段各部の劣	目視により確認する。	歩行上支障があるひび
	五)		化及び損傷の		割れ、錆、腐食等があ
			状況		ること。
	(+	屋内に	階段室の構造	目視及び設計図書等に	令第百二十三条第一項
	六)	設けら	の状況	より確認する。	(令第百二十九条の二
		れた避			第一項の規定が適用さ
		難階段			れ、かつ全館避難安全
					性能に影響を及ぼす修
					繕等が行われていない

(十 屋外に 屋内と階段と 目視及び設計図書等に 令第百二十三条第 (第 百二十九条の間の防火区 れた避 面の確保の状 難階段 況 性能に影響を及に	I	ı	ĺ		l
(十 屋外に 屋内と階段と 日視及び設計図書等に 令第百二十三条第 (第百二十九条の (第百二十九条の (第百二十九条の (第百二十九条の (第百二十九条の) 東に適合しないこ 場合にあっては第 第二号を除く。) 東に適合しないこ 場合にあっては第 第二号を除く。) 東に適合しないこ 場合にあっては第 第二号を除く。) 東に適合しないこ 場合にあっては第 第二号を除る。) 東に適合しないこ 場合にあっては第 第二号を除る。) カー 大り確認する。 かつ階避難を全性 がつっては第一号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用さ がつ階避難を全性 がっ。) 又は付室(以下単に「バルコニー」という。) 又は付室(以下単に「付室」という。) の構造 及び面積の確 保の状況 ラー 「最近の (第一月) という。) の構造 及び面積の確 保の状況 ラー 「最近の (第一月) という。) の構造 及び面積の確 保の状況 ラー 「最近の (第一月) という。) の (第一月) に係り (第一月) にが (第一月) に					場合にあっては第一号
(十 屋外に 屋内と階段と 目視及び設計図書等に 令第百二十三条第					及び第六号を除く。)
(十 セ) 屋内と階段と 目視及び設計図書等に 令第百二十三条第 (第百二十五条第 元					の規定に適合しないこ
大の間の防火区 より確認する。 (第百二十九条の一項の規定が適用され、かつ全館避難性能に影響を及に					٤.
れた避 画の確保の状 関係と	(+	屋外に	屋内と階段と	目視及び設計図書等に	令第百二十三条第二項
難階段 況 れ、かつ全館避難性能に影響を及に	<u>=</u>)	設けら	の間の防火区	より確認する。	(第百二十九条の二第
性能に影響を及信 繕等が行われてい 場合にあっては第 第二号を除く。) 定に適合しないこ 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害され ること。 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 難階段 条第三項第一 避難階段の位置及びバ (令第百二十九名 号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用さ バルコニー(以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修紹 がついない場 あっては第一号、 東に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 分に限る。)及び 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、カ		れた避	画の確保の状		一項の規定が適用さ
(十 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害されること。		難階段	況		れ、かつ全館避難安全
(十 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害され か					性能に影響を及ぼす修
第二号を除く。) 定に適合しないこ 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害され の状況 より確認する。 ること。 (十 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 避難階段の位置及びバ (令第百二十九条) 場に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用さ がルコニー(以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修綱 がルコニー」という。) 又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 分に限る。)及ひ 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、カ					繕等が行われていない
(十 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害されるの状況 より確認する。 ること。 (十 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 難離階段の位置及びバ (令第百二十九条					場合にあっては第二項
(十 開放性の確保 目視及び設計図書等に 開放性が阻害される) とり確認する。 ること。 (十 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 避難階段 条第三項第一 避難階段の位置及びバ (令第百二十九条) 号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用され、カコニー(以 造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修経 がルコニー(以下単に「バルコニー」という。) 又は付室(以下単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 分に限る。)及て 二号を除き、令第十九条の二第一項 定が適用され、カ					第二号を除く。)の規
(十 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 無難階段 条第三項第一 避難階段の位置及びバ (令第百二十九条 要に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用さ がルコニー(以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修祥 行われていない場 あっては第一号、 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 分に限る。)及び 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、か					定に適合しないこと。
(十 特別避 令第百二十三 設計図書等により特別 令第百二十三条第 難階段 条第三項第一 避難階段の位置及びバ (令第百二十九名) 号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用さ バルコニー(以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修約 コー」という。) 又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 (保の状況 分に限る。)及て 二号を除き、令第十九条の二第一項 定が適用され、カ	(+		開放性の確保	目視及び設計図書等に	開放性が阻害されてい
正) 難階段 条第三項第一 避難階段の位置及びバ (令第百二十九条 号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用されがルコニー (以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修練 行われていない場 あっては第一号、 第十号 (屋内 いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 毎ずる出入口に係分に限る。)及て 二号を除き、令第十九条の二第一項 定が適用され、カ	()		の状況	より確認する。	ること。
号に規定する ルコニー又は付室の構 項の規定が適用されがルコニー (以造を確認する。 かつ階避難安全性 影響を及ぼす修練 こっしょいう。) スは付室 (以下 単に「付室」と りっ。)の構造 スプ面積の確 保の状況 分に限る。)及で 二号を除き、令第十九条の二第一項 定が適用され、か	+	特別避	令第百二十三	設計図書等により特別	令第百二十三条第三項
バルコニー(以造を確認する。 かつ階避難安全性 下単に「バルコ 影響を及ぼす修練 ニー」という。) 又は付室(以下 単に「付室」と	.)	難階段	条第三項第一	避難階段の位置及びバ	(令第百二十九条第一
下単に「バルコ ニー」という。) 又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 デ製を及ぼす修繕 あっては第一号、 号、第十号(屋内 バルコニー又は存 通ずる出入口に係 分に限る。)及て 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、カ			号に規定する	ルコニー又は付室の構	項の規定が適用され、
コー」という。) 又は付室(以下 単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況			バルコニー (以	造を確認する。	かつ階避難安全性能に
又は付室(以下 あっては第一号、 単に「付室」と 号、第十号(屋内 いう。)の構造 バルコニー又は存 及び面積の確 通ずる出入口に係 保の状況 分に限る。)及び二号を除き、令第十九条の二第一項定が適用され、カ			下単に「バルコ		影響を及ぼす修繕等が
単に「付室」と いう。)の構造 及び面積の確 保の状況 分に限る。)及び 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、か			ニー」という。)		行われていない場合に
いう。)の構造 バルコニー又は代 通ずる出入口に係 分に限る。)及び 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、カ			又は付室(以下		あっては第一号、第二
及び面積の確 保の状況			単に「付室」と		号、第十号(屋内から
保の状況 分に限る。)及び 二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、か			いう。)の構造		バルコニー又は付室に
二号を除き、令第 十九条の二第一項 定が適用され、カ			及び面積の確		■ 通ずる出入口に係る部
十九条の二第一項定が適用され、カ			保の状況		分に限る。)及び第十
定が適用され、カ					二号を除き、令第百二
					 十九条の二第一項の規
ロード は 日本					に 定が適用され、かつ全
					館避難安全性能に影響
を及ぼす修繕等が					を及ぼす修繕等が行わ
					れていない場合にあっ
					ては第一号から第三号
					まで、第十号及び第十

[]			l			.
						二号を除く。)の規定
•						に適合しないこと。
	(<u> </u>			階段室又は付	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて
	+)			室(以下「付室	より確認する。	いないこと。
				等」という。)		
				の排煙設備の		
				設置の状況		
	(付室等の排煙	各階の主要な排煙設備	排煙設備が作動しない
	+)			設備の作動の	の作動を確認する。た	こと。
				状況	だし、三年以内に実施	
					した定期検査等の記録	
					がある場合にあって	
					は、当該記録により確	
					認することで足りる。	
	(付室等の外気	目視及び作動により確	外気に向かつて開くこ
	十二)			に向かつて開	認する。	とができる窓が開閉し
				くことができ		ないこと又は物品によ
				る窓の状況		り排煙に支障があるこ
						ے ۔
	(物品の放置の	目視により確認する。	バルコニー又は付室に
	十三)			状況		物品が放置されている
						こと。
	(排煙設	防煙壁	防煙区画の設	設計図書等により確認	令第百二十六条の三の
	十四)	備等		置の状況	する。	規定に適合しないこ
						と。ただし、令第百二
						十九条第一項の規定が
						適用され、かつ階避難
						安全性能に影響を及ぼ
						す修繕等が行われてい
						ない場合又は令第百二
						十九条の二第一項の規
						定が適用され、かつ全
						館避難安全性能に影響
						を及ぼす修繕等が行わ
· .		ı	1	<u> </u>	1	2 - 2 - 4 - 4 - 14 T

				れていない場合を除 く。
(二 十五)		防煙壁の劣化 及び損傷の状 況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、 変形等があること。
(二十六)		可動式防煙壁の作動の状況	る。ただし、三年以内 に実施した定期検査等 の記録がある場合にあ っては、当該記録によ り確認することで足り	可動式防煙壁が作動し ないこと。
(排煙設	排煙設備の設	る。 目視及び設計図書等に	令第百二十六条の二の
十七)	備	置の状況	より確認する。	規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及びない。 す修繕等が行われて三十九条の二第一項の規定がない場合又は令第可の規定がは令第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(二 十八)		排煙設備の作 動の状況	各階の主要な排煙設備 の作動を確認する。た だし、三年以内に実施 した定期検査等の記録 がある場合にあって は、当該記録により確 認することで足りる。	

(排煙口の維持	 目視により確認すると	 排煙口が開閉しないこ
· 十九)			保全の状況		と又は物品により排煙
,,			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	る。	に支障があること。
(三	その他	非常用	非常用の進入		令第百二十六条の六又
· +·)	の設備		口等の設置の	より確認する。	は第百二十六条の七の
,	等		状況 状況		規定に適合しないこ
					<u>ك</u> 。
(三			非常用の進入	目視により確認する。	物品が放置され進入に
+)			口等の維持保		支障があること。
			全の状況		
(三		非常用	令第百二十九	目視及び設計図書等に	令第百二十九条の十三
十二)		エレベ	条の十三の三	より確認する。	の三第三項の規定に適
		ーター	第三項に規定		合しないこと。
			する乗降ロビ		
			ー(以下単に		
			「乗降ロビー」		
			という。)の構		
			造及び面積の		
			確保の状況		
(三			昇降路又は乗	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて
+三)			降ロビー (以下	より確認する。	いないこと。
			「乗降ロビー		
			等」という。)		
			の排煙設備の		
			設置の状況		
(三			乗降ロビー等	各階の主要な排煙設備	排煙設備が作動しない
十四)			の排煙設備の	の作動を確認する。た	こと。
			作動の状況	だし、三年以内に実施	
				した定期検査等の記録	
				がある場合にあって	
				は、当該記録により確	
				認することで足りる。	
(三			乗降ロビー等	目視により確認すると	外気に向かつて開くこ
十五)]		の外気に向か	ともに、開閉を確認す	とができる窓が開閉し

ı	ĺ	ı	ı	I	1	
				つて開くこと	る。	ないこと又は物品によ
				ができる窓の		り排煙に支障があるこ
				状況		ك .
	(三			物品の放置の	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放
	十六)			状況		置されていること。
	(三			非常用エレベ	非常用エレベーターの	非常用エレベーターが
	十七)			ーターの作動	作動を確認する。ただ	作動しないこと。
				の状況	し、三年以内に実施し	
					た定期検査等の記録が	
					ある場合にあっては、	
					当該記録により確認す	
					ることで足りる。	
	(三		非常用	非常用の照明	目視及び設計図書等に	令第百二十六条の四の
	十八)		の照明	装置の設置の	より確認する。	規定に適合しないこ
			装置	状況		と。
	(三			非常用の照明	各階の主要な非常用の	非常用の照明装置が作
	十九)			装置の作動の	照明装置の作動を確認	動しないこと。
				状況	する。ただし、三年以	
					内に実施した定期検査	
					等の記録がある場合に	
					あっては、当該記録に	
					より確認することで足	
					りる。	
	(四			照明の妨げと	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品
	十)			なる物品の放		が放置されているこ
				置の状況		と。
六	()	特殊な	膜構造	膜体及び取付	必要に応じて双眼鏡等	膜体に破れ、雨水貯留、
そ		構造等	建築物	部材の劣化及	を使用し目視により確	接合部の剥がれ等があ
の			の膜体、	び損傷の状況	認する。ただし、三年	ること。
他			取付部		以内に実施した点検の	
			材等		記録がある場合にあっ	
					ては、当該記録により	
					確認することで足り	
					る。	

(<u></u>)			膜張力及びケ	 必要に応じて双眼鏡等	 膜張力又はケーブル張
			ーブル張力の	を使用し目視により確	力が低下しているこ
			状況	 認する。ただし、三年	と。
				 以内に実施した点検の	
				】 記録がある場合にあっ	
				ては、当該記録により	
				確認することで足り	
				る。	
(三)		免震構	免震装置の劣	目視により確認すると	鋼材部分に著しい錆、
		造建築	化及び損傷の	ともに、三年以内に実	腐食等があること。
		物の免	状況(免震装置	施した点検の記録があ	
		震層及	が可視状態に	る場合にあっては、当	
		び免震	ある場合に限	該記録により確認す	
		装置	る。)	る。	
(四)			上部構造の可	目視により確認する。	上部構造の水平移動に
			動の状況	ただし、三年以内に実	支障がある状態となっ
				施した点検の記録があ	ていること又は障害物
				る場合にあっては、当	があること。
				該記録により確認する	
				ことで足りる。	
(五)	避雷設備	带	避雷針、避雷導	必要に応じて双眼鏡等	避雷針又は避雷導線が
			線等の劣化及	を使用し目視により確	腐食、破損又は破断し
		Ţ	び損傷の状況	認する。	ていること。
(六)	煙突	建築物	煙突本体及び	必要に応じて双眼鏡等	煙突本体及び建築物と
		に設け	建築物との接	を使用し目視により確	の接合部に著しいひび
		る煙突	合部の劣化及	認する。	割れ、肌分かれ等があ
			び損傷の状況		ること。
(七)			付帯金物の劣	必要に応じて双眼鏡等	付帯金物に著しい錆、
			化及び損傷の	を使用し目視により確	腐食等があること。
			状況	認する。	
(八)		令第百	煙突本体の劣	必要に応じて双眼鏡等	煙突本体に鉄筋露出若
		三十八	化及び損傷の	を使用し目視により確	しくは腐食又は著しい
		条第一	状況	認する。	錆、錆汁、ひび割れ、
		項第一			欠損等があること。

(九)	号に掲	付帯金物の劣	必要に応じて双眼鏡等	アンカーボルト等に著
	げる煙	化及び損傷の	を使用し目視により確	しい錆、腐食、緊結不
	突	状況	認する。	良等があること。

別記 略

別添1様式 略

別添2様式 略